

○財務省告示第三百二十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年度の初日から平成二十九年十月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあつては、同年度の初日から同月三十一日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十九年十一月三十日

財務大臣 麻生 太郎

一 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年度の初日から平成二十九年十月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
----------------------	---------

一五		五一三トン
一四の二		三五二、一〇七トン
一四		六六〇、四一六トン
一三		三、四八八、〇四三トン
一二		四二、二九六トン
一一		六、五九五トン
一〇		五、三七一トン
九		二八、二二五トン
八		六トン
七		五トン
六		三トン
五		五七一トン
四		三四、五二五トン
三		一三トン
二		三五・五トン
一		〇トン

二九	二六二トン
二八	六トン
二七	六、四七七トン
二六	一、一一八トン
二五	〇トン
二四	五二トン
二三	三、八〇〇トン
二二	一八七トン
二一	一九、二三四トン
二〇	二五三トン
一九	一、〇三〇トン
一八	九、五五二トン
一七	八四、〇一九トン
一六	八、七八九トン

二 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年度の初日から平成二十九年十月三十一日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数

量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸 入 数 量
一三	三、三六四、七六九トン
一四	一二七、七五五トン